

集団回収事業者認定制度のご案内

現在、集団回収は、活動団体の担い手不足や区民の高齢化の進展などにより、資源回収量の減少や活動の休止が起きています。

北区では集団回収を推進するため、活動団体を応援していただけの資源回収事業者を対象に、集団回収事業者認定制度を実施しています。



1 認定の条件

対象となる事業者は以下のとおりです。

- (1) 北区内で古紙の集団回収を取り扱っており、前年度に古紙の集団回収の実施月数が6箇月以上、かつ、月平均回収量が250kg以上の活動団体を4団体以上取り扱っていること。
- (2) 活動団体からの集団回収やリサイクルに関する相談や、分別の普及啓発に協力できること。
- (3) 回収した古紙の量を計量でき、確実に資源化できる搬入先を確保していること。
- (4) 実地検査に協力できること。
資源回収から搬入先への荷卸しまでの様子を、区の職員が確認させていただきます。
- (5) 関係法令等に違反していないこと。
本制度や関係法令に違反が無いことを誓約していただきます。
- (6) 税金を滞納していないこと。
個人住民税や法人住民税の納税証明書を添付いただきます。

2 認定の申請・更新

- 認定の申請・更新は、以下の期間に受付を行います。ホームページでもお知らせします。

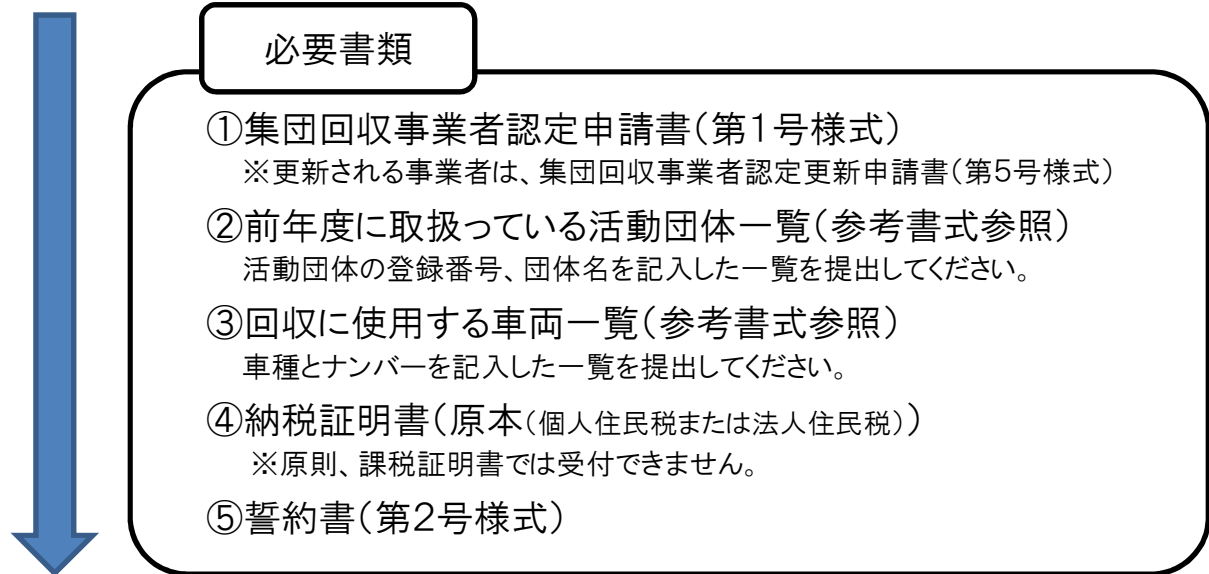
令和7年度の認定申請・認定の更新は、以下の期間で受付を行います。

令和7年7月1日(火)から令和7年7月31日(木)まで

- 認定の有効期限は2年間です。
2年に1度、更新の手続きが必要となります。

●手続きの流れ

- (1) 書類の準備(6月末頃までに準備されると以降の手続きがスムーズです。)



- (2) 申請・更新予約(7月1日(火)以前のご連絡も受け付けます。)



- 認定の新規申請をご希望の事業者は電話で予約をしてください。
北区清掃事務所 集団回収担当 ☎03(3913)3077
更新をご希望の事業者は電話予約不要です。

- (3) 申請(7月1日(火)～7月31日(木))



- 北区清掃事務所(北区豊島 8-4-3)まで必要書類と
印鑑(代表者印)をご持参ください。
更新をご希望の事業者は書類を送付いただければ、来所は不要です。

- (4) 審査



- 書類確認と実地検査
※実地検査は、事前に日程調整の連絡をいたします。

- (5) 認定等の決定

認定、不認定に関わらず、審査結果をご連絡いたします。
認定証、または不認定決定通知書を交付します。

認定事業者は、支援金の支給申請をすることができます。《次ページ》

3 基本支援金の支給申請から支給まで

<基本支援金について>

認定事業者を対象に、前年度の取扱団体数や回収実績に応じて、支援金を支給します。この支援金は、集団回収事業を推進することを目的としていますので、活動団体が集団回収を適正に行えるように、報告書の提出に関する支援や分別の指導など、ご協力をお願いします。

<支給手続き>

- 支給申請は、7月中旬から7月末頃までの受付を予定しています。
- 支給請求は、8月中旬から8月末頃までの受付を予定しています。
- 支給申請及び支給請求は毎年必要です。
※認定を受けていても、支給申請・支給請求をしないと支援金は受け取れません。

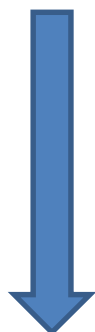
(1) 支給申請書の提出



北区清掃事務所から必要書類を送付いたします。

- 集団回収事業者支援金支給申請書(第10号様式)をご提出ください。

(2) 支援金の算定



前年度の古紙回収実績が算定の対象です。

算定対象期間に回収を実施していても、区に実績報告が出されていないものは算定されません。

※ 実績報告は、翌月20日までに提出してください。

※ 令和7年度に申請する令和6年度実績分は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに集団回収が実施され、令和7年4月20日までに実績報告書の提出があったものを対象とします。

(3) 支給等決定、支給請求書の提出



申請書をご提出いただいた事業者様に支給決定書、または不支給決定書を送付いたします。支給が決定された場合は同封の

- 集団回収事業者支援金支給請求書兼口座振替依頼書(第13号様式)をご提出ください。

(4) 支援金の支給(指定口座への振込)

ご指定の口座に支援金が振り込まれます。(9月末までを予定)

4 特別支援金の支給申請から支給まで

<特別支援金について>

認定事業者を対象として、半年ごとに古紙の市況や回収実績に応じて支援金を支給します。(古紙の市況によって、支給されない場合があります。)

<支給手続き>

特別支援金の支給申請及び支給請求は、半年ごとに必要になります。

* 基本支援金は1～6月分の特別支援金と申請、請求を同じ書類で行います。

【令和7年度支給申請受付期間・支給請求受付予定期間】

算定対象期間	支給申請受付期間	支給請求受付期間
令和7年1月～6月分	令和7年7月中旬～末頃	令和7年8月中旬～末頃
令和7年7月～12月分	令和8年1月中旬～末頃	令和8年2月中旬～末頃

(1) 支給申請書の提出

北区清掃事務所から必要書類を送付いたします。

※あわせて支給単価をお知らせします。

●集団回収事業者支援金支給申請書(第10号様式)をご提出ください。

(2) 支援金の算定

算定される古紙の回収実績は認定を受けている期間内かつ、上記算定対象期間ごとの算定となります。算定対象期間内に回収を実施していても、区に実績報告が出されていないものは算定されません。

※実績報告は、翌月20日までに提出してください。

(3) 支給等決定、支給請求書の提出

申請書をご提出いただいた事業者様に支給決定書、または不支給決定書を送付いたします。支給が決定された場合は同封の

●集団回収事業者支援金支給請求書兼口座振替依頼書(第13号様式)をご提出ください。

(4) 支援金の支給(指定口座への振込)

ご指定の口座に支援金が振り込まれます。

(請求書提出の翌月末までを予定)

5 基本支援金の算定方法

以下の①と②の合計額が基本支援金として支給されます。

①回収実施月数※に応じた算定

活動団体の回収実施月数 × 100 円(月額)

②活動団体数に応じた算定

20団体未満 → 18,000 円

20 団体以上 50 団体未満 → 24,000 円

50 団体以上 100 団体未満 → 36,000 円

100 団体以上 → 48,000 円

※ 月平均回収量が 250kg 未満の活動団体も算定します(認定と条件が異なります。)

6 特別支援金の算定方法

算定は以下の手順にて行い、半年ごとに支給されます。

①古紙の市況における平均単価の算定

(新聞 6 か月平均単価 + 雑誌 6 か月平均単価 + 段ボール 6 か月平均単価) ÷ 3

②支援金の支給単価の算定

基準単価(9円/kg) - ①(古紙の市況における平均単価)

ただし、3.0円を上限とし、10銭未満は切り捨てるものとする。

③支給額

②(支援金の支給単価) × 当該算定期間の有価資源回収量 = ③

ただし、1円未満は切り捨てるものとする。

古紙の市況における平均単価が基準単価(9円/kg)を上回る場合には特別支援金は支給されません。

7 制度に違反した場合

- この制度上の規定違反があった場合、認定を取り消します。
- 規定違反により認定の取消しを受けた事業者は、取消しの日から2年間、再度認定を受けることができません。

8 その他

(1)実績報告の提出に関するお願い

実績報告書の提出は、翌月 20 日までに提出してください。

実績報告書は、活動団体が区に提出することとなっておりますが、提出を回収事業者の方をお願いしている場合や、団体の担当者が変わり、「書き方が分からない。」、「出し方が分からない。」などの相談を受ける場合があります。

認定事業者の方の支援金の算定にもなりますので、できる限りご協力をいただき回収の翌月 20 日までに提出するよう団体へのご指導やご協力をお願いいたします。

(2)認定事業者の公開情報のお知らせ

認定事業者の情報として以下の情報が区のホームページや普及啓発誌に掲載されます。

- ・事業者情報(会社名・代表者・住所・連絡先)
- ・北区内の集団回収取扱い団体数
- ・取扱い品目(新聞・雑誌・雑がみ・ダンボール等)
- ・回収頻度(月1回・週1回など)
- ・回収経費の有無(有償または無償)
- ・回収に使用可能な車両台数
- ・実績報告書など、書類提出代行の可否

(3)集団回収実地検査にご協力ください

北区では、集団回収事業を適正に支援するため、活動内容の確認をさせていただいております。そのため、認定制度を含め、以下の場合、検査を実施しています。日程調整を行った上で実施しますのでご協力をお願いいたします。

- ・新しく登録された活動団体の初回の回収時
- ・認定申請・更新の審査時

※活動状況確認のため随時、ご協力をお願いする場合があります。

《申請書類はホームページからダウンロードできます》

- 認定の申請や支援金の交付申請に必要な書類は北区のホームページで公開しています。ホームページを閲覧できない等の場合はご連絡ください。



《認定内容の変更や認定の取消し》

- 認定内容(代表者名、取扱い品目等)に変更が生じた場合は、集団回収事業者認定内容変更届(第6号様式)をご提出ください。
- 認定の有効期限内に、認定の取消しを行いたい場合は、集団回収事業者認定取消申請書(第8号様式)をご提出ください。

《集団回収の対象品目》

- 集団回収は家庭から出される資源が対象です。
- お店や事務所、施設から回収した事業所などの資源を、集団回収実績として区へ報告していた場合、活動団体に対して報奨金の支払いができません。また、集団回収事業者認定制度でも、認定や支援金の支給ができませんので、ご注意ください。

お問い合わせ先

北区 生活環境部 北区清掃事務所 事業管理係

北区豊島八丁目4番3号

電話 03-3913-3077

FAX 03-3913-3741